

大和市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市規則第48号

大和市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防団員の服制等に関する規則（昭和41年大和市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1制帽、周章の項摘要の欄中「ななこべり」を「なな子織」に改め、同表夏帽、地質の項摘要の欄中「灰色又は茶褐色」を「濃紺色」に改め、同表夏帽、周章の項中「ななこべり」を「なな子織」に改め、同表夏服、上衣、地質の項及び夏服、上衣、製式、前面の項摘要の欄を次のように改める。

サックス色の合成繊維とする。

肩章付ワイシャツ型、前立てボタン6つ掛け及び半袖とする。

ボタンは、サックス色のプラスチック製とする。

ポケットは、胸部左右に各1個とし、雨蓋付とし、ボタンで留める。

形状及び寸法は、第8図のとおりとする。

別表第1夏服、ズボン、製式の項摘要の欄中「両もも及び右側後方に各1個とし、右側後方にはふたを付け、」を「両脇及び尻両側に付け、尻左側は、地質と類似色の」に改め、同表活動服（A）、ズボン、製式の項摘要の欄中「両もも及び右側後方に各1個を付ける」を「両脇及び尻両側に付け、尻左側は、地質と類似色のボタンで留める」に改め、同表バンド（B）、地質の項摘要の欄中「茶褐色」を「濃紺色」に改め、同表靴の項摘要の欄中「挿入する。）」の次に「とし、その他の災害活動及び訓練用は、編上靴」を加え、同表第4図の2を次のように改める。

第4図の2

防火帽及び保安帽の階級周章

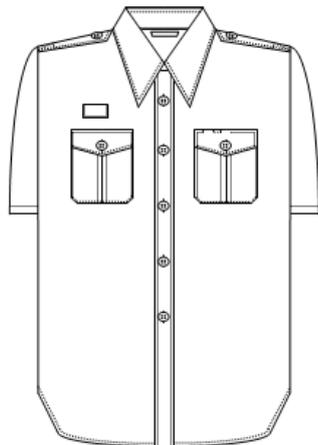
階級	周章 (単位はミリメートル)	
団長	8 4 4 4 8	
副団長	8 4 8	
分団長	4	
副分団長	4	
部長	8	
班長		
団員	4	

別表第1第8図を次のように改める。

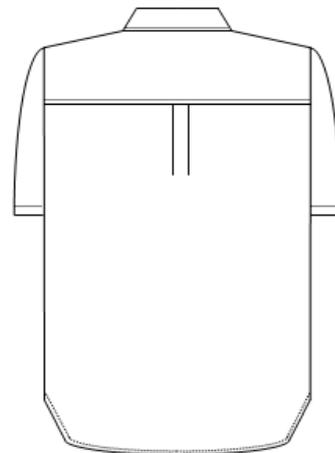
第8図

夏服

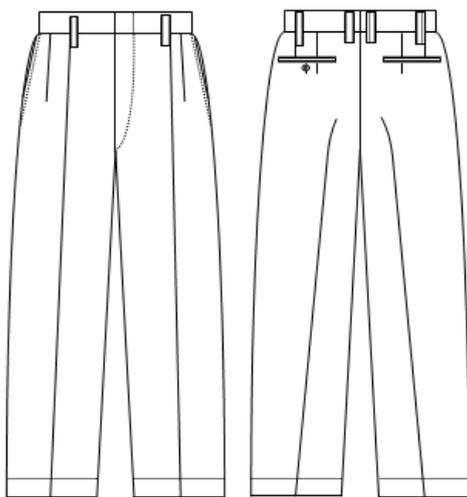
上衣 (前面)



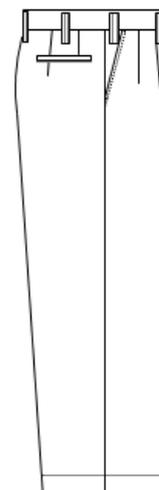
上衣 (後面)



ズボン (前後)



ズボン (横)



別表第1第11図中



を

「



に改め、同表第16図中

」

「

防火用ゴム製長靴



を

「

防火用ゴム製長靴



編上靴



」

に改める。

別表第2正装の項服装の欄中「、白色手袋」を「及び白色手袋」に改め、同表略装の項服装の欄中「、防火用ゴム製長靴又は短靴」を「及び短靴、防火用ゴム製長靴又は編上靴」に改める。

別表第3中数量の欄中「1」を「別に定める。」に改め、同表夏服の項備考の欄中「盛夏ズボン」を「夏ズボン」に改め、同表靴、短靴の項の次に次のように加える。

編上靴	1	
-----	---	--

別表第3手袋、革の項貸与品名の欄中「革」を「皮」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。